

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の不要財産の処分にかかる 国庫納付等について

1. 概要

不動産賃貸借契約に基づき差入を行った敷金のうち、借上事務所等の廃止及び移転等により、平成25事業年度中に敷金の返還をうけたものについては、今後の機構の業務運営上使用する見込みがないことから、不要財産（敷金返戻金）として国庫納付等を行うこととする。

2. 処分方法

独立行政法人通則法第46条の2第1項により国庫納付する。

なお、職業能力開発勘定の財産については、政府出資及び地方公共団体出資で構成されていることから、独立行政法人通則法第46条の3第1項により地方公共団体出資の払戻しの催告も行う。

3. 国庫納付等見込額

(単位：円)

区	分	金	額															
国	庫	納	付	額	14,220,441													
内	政	府	出	資	金	2,408,235												
						高	齢	・	障	害	者	雇	用	支	援	勘	定	1,653,365
						職	業	能	力	開	発	勘	定	754,870				
	運	営	費	交	付	金	11,812,206											
記						高	齢	・	障	害	者	雇	用	支	援	勘	定	11,812,206
地方公共団体払戻見込額						395												
内	地	方	公	共	団	体	出	資	金	395								
										職	業	能	力	開	発	勘	定	395

4. 国庫納付等予定時期

国庫納付に係る厚生労働大臣からの認可通知受理後、速やかに行う。